確 認 対 象   事 業 年 度	却	当者	<b>役職</b> :
確認実施日	1 <u>H</u>	∄ 11	役職:

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検に御活用いただくことを目的として作成しております。 確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いします。 なお、「No.」に下線を付している「確認内容」欄には、外国法人に固有の内容が含まれております。

項	目	No.	確	認	内	容	確	認	結	果	留	意	事	項
共通事項			法人(1) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 含す。国のは、	長、等 国 書な業科支所 国考輸関益 株 源 の項は内関法 にな所特計 主 泉 写の資訳係人 おる得別算 資 所 し明産明が用 いべを措別 する 得 (細に細あの てき有置	(販売費 大事費 大事 大事 大事 大事 大事 大事 大事 大事 大事 大事	管理費の内訳書を 員資本等変動計算書 計算に係る部分に限 計算に係る部分に限 れたわける。 れたわりますが が損益計算ではいる。 では、 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	回適	口否			「での国内源泉所得とされ、までの国内源泉所得とされ、 (1) 恒久的施設帰属所得 (2) 国内にある資産の運 (3) 国内にある資産の譲る (4) 人的役務提供事業の対 (5) 国内不動産等の貸付に (6) その他その源泉が国内	恒久的施設を存れている。 用・保有のように はのはない。 はのはのはのはのはのである。 はのがある。 はのができるができる。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	有しない外国法 <i>人</i> 所得 場合には、左記の	)会社事業概況書に、外国
		2	当事業年度に適用される	別表を使用し	ていますか。		□適	口否			当事業年度に対応した別が反映されないなど、所行			税制改正に伴う改正事項 ごることがあります。
			各別表に記載している前 現在資本金等の額を含みま すか。				□適	□否		非該当	前事業年度からの繰越額は、その繰越額に基づいてります。 ります。 なお、別表五(一)の期間の申告書の金額と一致して 算漏れ等の計算に誤りが生	て算出した所得金 有現在利益積立金 ていない場合には	全額や税額の計算 全額や期首現在資 は、前事業年度に	算に誤りが生じることがあ 資本金等の額が前事業年度

項	目	No.	確	認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項
法人税額及び 地方法人税額の 別表一の三・ 同次葉	計算	4	法人税額及び地方法 外国法人用の「別表一の また、「恒久的施設の	の三」を使用して	いますか。		口適	口否		/ 外国法人が確定申告申告をする場合には、			これらの申告に係る修正す。
		<u>5</u>	ますか。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		所得金額を計算してい 得金額から控除してい	口適	口否	口非該当	恒久的施設帰属所得税額の計算に誤りが生			分していない場合には、
	-	6	9 欄又は20欄は、100 ます。)。	円未満の額を切り	) 捨てていませんな	い(1円単位まで記載し	□適	口否	口 非該当	100円未満の額を切りす。	) 捨てた場合には、	税額の計算に誤り	が生じることがありま
		7	29欄及び41欄に、中間	間申告分の税額を	正しく記載してい	ますか。	□適	口否	口非該当	左記の金額を正しくあります。	記載していない場合	合には、税額の計算	算に誤りが生じることが
		8	ますか。	_ ,		72欄により計算してい金額と一致しています	口適	口否	口 非該当	左記の金額が一致し があります。	ていない場合には、	地方法人税額の	計算に誤りが生じること
		9	外国法人の資本金の額 の仲値を適用していまっ		は、当事業年度終	了の日の電信売買相場	口適	□否	口 非該当	資本金の額等の換算 入額、交際費等の損金			には、寄附金の損金不算 とがあります。
			法人である場合又は一家の全部を保有されている 軽減税率を適用している また、適用除外事業等 の軽減税率(15%)を通	告しくは完全支配る外国法人等であませんか。 者に該当する場合 適用していません	関係のある複数の る場合、年800万F 、年800万円以下の か。	円以下の所得について、 D所得について、措法上	□適	口否	口 非該当	係のある複数の大法人は、23.2%となりますまた、上記以外の普下の所得の税率は、19ん。)。 なお、「大法人」と「適用除外事業者」と得金額の年平均額が15	に発行済株式等の会 (軽減税率の適用に 通法人で適用除外 %となります(措施 な資本金の額又は は資本金の額又は は は当事業年度開始の 億円超の法人等をい	全部を保有されていまかりません。)。 事業者に該当する。 事業者に該当する。 去上の軽減税率( 出資金の額が5億1 の日前3年以内に対しています。	外国法人の年800万円以 15%)の適用はありませ 円以上の法人等をいい、 終了した各事業年度の所
所得金額の計算 積立金額及び資 等の額の計算 別表四・ 別表五(一)			別表四と別表五(一)のか。 【検算式】 別表五(一)の31①欄 - 欄の合計額 = 別表3	+ 別表四の52②	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	金額と一致しています ー)の27、29及び30の③	□適	口否		中間納付額の還付金   合等には、一致しない		合併等により移転:	を受けた資産等がある場
		12	前事業年度以前に所行 損又は減損損失の額に 算していますか。			ゴルフ会員権等の評価 事由が生じたものを減	口適	口否	口非該当	左記の項目以外に、 の受入処理が正しく行			いる項目についても、そ あります。
		13	貸借対照表の任意引き 欄の金額と一致している		産(負債)等の金	額は、別表五(一)の④	口適	口否	口 非該当	があり、その結果、所	得金額の計算に誤り	りが生じることがる	く行われていない可能性 あります。 は資産に係る貸借対照表

2/8 05.02

項目	No.	確認内容	確	認	結 果	留意事項
租税公課の納付状況 等 別表五(二)	14	5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄 及び5欄で加算していますか。	□適	口否	口 非該当	左記によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない 可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表 となります。
	15	5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等 (いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを別 表四の18欄又は19欄で減算していますか。	□適	口否	口 非該当	
	16	19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。	口適	口否	口 非該当	
	17	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払 経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算しています か。	□適	口否	口 非該当	
	18	41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。	□適	口否	口 非該当	
所得税額の控除 別表六(一)	19	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。	□適	口否	口 非該当	復興特別所得税額を記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	20	所有期間によるあん分計算を要しないにもかかわらず、あん分計算を行った金額を12欄又は19欄に記載していませんか。 (例)・公社債及び預貯金の利子 ・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。)の収益の分配 ・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	□ 適	口否	口 非該当	あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控 除税額が過少となることがあります。
	21	別表六(一)の「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額(別表六(五の二)の「1の②」から「4の②」までに記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄に記載された金額)がある場合には、それぞれの金額を控除していますか(分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成・添付していますか。)。	口適	口否	口 非該当	平成30年度税制改正により、令和2年1月1日以後に支払を受ける分配時調整外国税相当額については所得税額と区分して法人税額等から控除することとされています。 なお、「分配時調整外国税相当額」とは、法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除すべき外国源泉所得税の額を基礎として計算した一定の金額をいいます。
	<u>22</u>	人的役務の提供事業に係る対価につき源泉徴収された所得税額から、人的役務 の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除いていま すか。	□適	口否	口 非該当	人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除かない場合には、所得税の控除税額が過大となることがあります。

項目	No.	矿	笙	認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項
法人税の額から控除 される特別控除額 別表六(六)	23	複数の法人税 別表に記載した				適用を受ける制度に係る	口適	口否	口 非該当		の超える部分の金額	は、調整前法人	前法人税額の90%相当額を 税額から控除せずに、各制
特定税額控除規定の 適用可否の判定 別表六(七)	24	税額の特別控除すか。 また、7欄、 (1) 一般試験研 (2) 特別試験研 (3) 地域経済の (4) 認定特定。 (別表六(三十	制度の適用を 8欄、12欄ス 究費と 発力 発力 の の の の の の の の の の の に 係 の の の に の に の	受けるときに は15欄のいず 人税額の特別 (人税額の特別 (国域内においる) 表六(二十二) で術活用設備を	は、別表六(七 れかが「該当」  控除(別表六(  控除(別表六( )で特定事業用格 ) ・取得した場合の		□ 適	□否	口 非該当	次の法人以外のもの 員の数が1,000人以下 (1) その発行済株式 法人 (2) その発行済株式	又は資本若しくは出 このものをいいます。 等の総数等の1/2以」 等の総数等の2/3以」	資を有しない法。 上が同一の大規模 上が大規模法人に	が1億円以下の法人のうち 人のうち常時使用する従業 基法人に所有されている 所有されている法人 額が1億円超の法人等をい
試験研究を行った場合の法人税額の特別 控除 別表六(九)~(十四)	25	の金額は、次の 上の金額額資 (1) 棚定 (2) 財産 (3) 大変 (3) 大変 ま延 また は を は を は り に り に り に り に り に り に り に り に り た り た	資産に係す 事業 で 事業 研産 の の の の の の の の の の の の の	は験研究費の額 はする時におい は対験で は対験産の取得 に当する目的で	を除き、申告記 て試験研究の月 費用に係るもの 額についる で価額となる費月 他の者から支払	をび別表六(十四)の1欄間整額を加減算した税務用に供するものを除きのを除きます。)の研究開発費として損金目の額等となっていまするとのものを受けた金額がある場	口 適	□否	口 非該当	合には、税額の控除 また、令和3年度 ら(3)までに係る試験 価額となる費用の額 左記の(2)又は(3)に係 れません。 そのほか、試験研	額の計算に誤りが生 税制改正により試験 研究費の額は、研究 等とさ力費、 にた の で 費 に 力 力 も 付 の で り し た り る し た り る し る り る り る り る り る り る り る り る り る	じることがあり 研究費の額の類別を 開発費とし、左記 でで で は で 他の 者から な で は で は で は で き で が の も し 、 だ う で も し で も は り ら う で も り ら う を う る も う る も う る う る も う る も う る も う る も う る も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も	囲が見直され、左記の(1)か 金経理した金額のうち取得 の(1)に係る売上原価の額、 、試験研究費の額には含ま 払を受けた金額がある場合 を上回っていたときは、そ
	26	額について、申	告調整額を加 対象年度の 2	減算した税務	上の金額となっ	問整対象年度の2欄の金っていますか。 適用される規定により計	口適	口否	口 非該当	となっていない場合 また、令和3年度 当事業年度の試験研	には、税額の控除額 税制改正により試験 究費の額だけでなく	の計算に誤りが 研究費の額の範 、各調整対象年	を加減算した税務上の金額 生じることがあります。 囲が見直されましたので、 度の試験研究費の額につい より計算することとなりま
	27	別表六(十一) いて、申告調整 また、当事業	額を加減算し	た税務上の金	額となっている	を年度の7欄の金額につ ますか。	□適	口否	口非該当	各売上調整年度のていない場合には、			算した税務上の金額となっ ことがあります。
	28	別表六(十一)年度を含めて、				<b>検研究費の額がない事業</b>	□適	口否	口非該当		、当事業年度開始の	日前3年以内に	平均売上金額の計算におけ 開始した各事業年度(試験 があります。
	29	上の金額となっ	ていますか。		,	問整額を加減算した税務 より計算していますか。	□適	口否	口 非該当	なっていない場合に また、令和3年度 当事業年度の試験研	は、税額の控除額の 税制改正により試験 究費の額だけでなく	計算に誤りが生 研究費の額の範 、基準事業年度	減算した税務上の金額と じることがあります。 囲が見直されましたので、 の試験研究費の額について り計算することとなりま
	30	合併等が行われ 試験研究費の額				を上金額並びに基準年度 )、	□適	口否	口 非該当				試験研究費の額及び基準売計算に誤りが生じることが

項	目	No.	確	認	内	容	確	認	結 果	留意事項
欠損金又 金の損金 別表七(- 同付表-	—) <b>-</b>		ますか。ただし、次の (1) 当事業年度終了の り、かつ、 り、かつ、 保有されていない外 (2) 更生手続開がの決り 経生である は が、設立の は に (3) 設ある場合の は は は は は は は は に に に に に に に に に に に	事業年度と言うのまますのままでは、まままで、まままで、まままで、まままで、まままで、まままで、まままで	た。 の額又は法人 質数の大年 関数業計画度(の 事生計度でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	行済株式等の全部を 定の日等以後7年を 上場された等の事由 の日の属する事業年 す。)の事業年度	□適	口否	口 非該当	別表七(一)の2欄の損金算入限度額は、原則として、所得金額の50%相当額ですが、左記の(1)から(3)までの事業年度においては、所得金額の100%相当額となります。
受取配当	←等の額及び 4等の額 ー)付表ー	32	2 欄の金額は、損益語す。)の額の合計額(5場合、その調整後の金額	別表四において、対	を払利息等に係る	形の割引料等を含みま 申告調整を行っている	口適	口否	口 非該当	社債利息及び手形の割引料以外に、従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子等についても支払利息に含まれます。 なお、左記の損益計算書は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る損益計算書となります。
		33	めていませんか。 (例)・公社債の利子の ・MMF(追加型公 ・公社債投資信託 ・公社債投資信託 ・公社債投資信託 ・公社債投資信託 ・不動産投資資 ・不動産投資資 ・オープン、特別	の額 社債投資信託)等 託以外の証券投資信 式投資信託以外の集	の公社債投資信割 言託の収益の分配 寺定株式投資信託 頃 の額 法人から受ける配	ならないものの額を含 Eの収益の分配の額 の額(外国株価指数 (ETF)の収益の分配 当等の額	□適	口否	口 非該当	左記の(例)以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
		34	9欄の金額に、完全 <sup>-</sup> いませんか。	子法人株式等に係る	る配当等の額に該	当しないものを含めて	□適	口否	口 非該当	「完全子法人株式等」とはその配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等をいい、「関連法人株式等」とはその保有割合が1/3超の他の内国法人の株式等を当
		35	14欄の金額に、関連注ませんか。	<b>法人株式等に係る</b> 酉	己当等の額に該当	しないものを含めてい	□適	口否	口 非該当	該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合のその株式等をいい、「非支配目的株式等」とはその保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る
		36	24欄の金額に、その何せんか。	也株式等に係る配当	当等の額に該当し	ないものを含めていま	□適	口否	口 非該当	基準日において有する場合のその株式等をいい、「その他株式等」とは完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等をいいます。
		37	いませんか。	車動型特定株式投資	資信託以外の特定	当しないものを含めて 株式投資信託(ETF)の 対象となります。	口適	口否	口 非該当	- います。 なお、令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の 株式区分については、完全支配関係があるグループ全体で判定することとされました。
寄附金 <i>の</i> 別表十四	)損金算入 9(二)	<u>38</u>	恒久的施設帰属所得の額の合計額又は出資金 うちに恒久的施設を通 計算した金額となってい	金の額に貸借対照表 じて行う事業に係る	長に計上されてい		口適	口否	口 非該当	令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度における 寄附金の損金算入限度額の計算については、資本金の額及び資本準備金の額の合計 額又は出資金の額を基礎として行うこととされました。

5/8 05.02

項目	No.	確	認	内	容	確	認	結 果	留	意	事	項
交際費等の損金算入 別表十五	39	か。 また、接待飲食費の	の額に係る控除対象を	外消費税額等を 9	等の額に含めています欄に含めていますか。	口適	口否	口 非該当	占める国内にある資産及 のに限ります。)の価額 出する接待飲食費の額の	び国外にある資産の割合を乗じて記 全額が損金の額に	董(恒久的施設を 計算した金額が10 こ算入されないこ	
	40	国外にある資産(恒ケの割合を乗じて計算しいませんか。	ス的施設を通じて行う した金額が100億円超 1億円超の外国法人で こ発行済株式等の全部	う事業に係るもの の外国法人である である場合又は一	る国内にある資産及びに限ります。)の価額3場合、9欄を記載して3場合、9欄を記載して若しくは完全支配関係る外国法人である場	口適	口否	口 非該当	(1) 上記の計算した金額 (2) 上記の計算した金額 のある複数の大法人に の外国法人を除きます 当額を超える部分の金 (3) (1)(2)以外の外国法人 イ接待飲食費の額 ロ定額控除限度額を	が1億円超の外国発行済株式等の会。) …交際費等の額 …交際費等の額の 50%相当額を超え	国法人又は一若し 全部を保有されて り額のうち接待飲 のうち次のいずれ える部分の金額	くは完全支配関係 いる外国法人 ((1) :食費の額の50%相
減価償却資産の償却 額の計算 別表十六(一)・(二)・ 特別償却の付表	41				物並びに鉱業用減価償 について、定率法を適	□適	口否	口 非該当	方法等が法令に適合して	いるか確認する必改正により、平成	公要があります。 戊28年4月1日以	ることがあるため、償却 後に取得した建物附属設 す。
	42	業者等向けの特別償却 (1) 中小企業者等が模 (2) 地方活力向上地域 要件の緩和措置) (3) 中小企業者等が特 (4) 被災代替資産等の	司を適用していません 機械等を取得した場合 政等において特定建物 寺定経営力向上設備等 方特別償却(特別償却 強化設備等の特別償却 る工業用機械等の特別	んか。 合の特別償却 勿等を取得した場 等を取得した場合 却率の上乗せ特例 却	の特別償却 )	一適	口否	□ 非該当	度を適用できないことと	されています。 出資金の額が1億	意円以下であって	する場合には、左記の制 も、大規模法人の子会社 当しません。
	43	特別償却の適用を受を重複適用していませ		措法による圧縮	記帳又は他の特別償却	口適	口否	□ 非該当	ますが、措法による圧縮ん。	記帳又は他の特別 記帳との重複適月	川償却との重複適 用をした場合には	複適用をすることはでき 用をすることはできませ 、圧縮記帳をした後の金
	44	特別償却の制度ごとていますか。	とに適用すべき基準即	取得価額割合及び	償却率によって計算し	口適	口否	口 非該当		けようとする制度		率の見直しが行われるこ  割合等が法令に適合して
国外関連者 別表十七(四)	45		闌及び「国外関連者と	との取引状況等」	関連者について、「国 欄を記載していますか	口適	口否	口 非該当	左記の記載がない場合 結果、所得金額の計算に			正しく判定できず、その
外国法人の本店等と の間の内部取引の状 況等 別表十七の三(三)	46		等の名称等及びその₽	内部取引の状況等	、内部取引の相手方で について記載していま	口適	口否	口 非該当	左記の記載がない場合 行うことができず、又は ず、所得金額の計算に誤	内部取引に係る種	多転価格上の問題	認識・性質決定を正しく 「の有無を正しく判定でき

項	目	No.	確		認	内	容	確	認	結 果	留意事項
В\0.₽\∟.	評価損等	47	有価証券若しく金の額に算入され				の額のうち、税務上損	□適	口否	口 非該当	資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。
勘定科目内訳明細書	特別損失 雑損失等	48	損金の額に算入 か。	されない租利	总公課、罰科 <sub>金</sub>	金等の額を別表[	四で加算しています	□適	口否	口 非該当	租税公課及び罰科金以外に、裁判手続のうち刑事訴訟手続を経て外国又は外国の地方公共団体により課される罰金又は科料に相当するものについても、別表四で加算する必要があります。
	資産の譲渡等	49	合、付表2-2の 切捨て後の金額の	各欄) 又は2 合計額と一致 の各欄に記載	2 - 3 ①の A t なしています? 戏がある場合、	欄、B欄の金額の か(申告書第一 、返還等対価の額	(X欄に金額がある場のそれぞれ1,000円未満表⑤欄又は付表2-1額に相当する金額又は。)。	□適	口否	口 非該当	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した 後の金額を記載する必要があります。
消費税及び地		50	本店等との間の価の額を付表2-				もかかわらず、その対 せんか。	□適	口否	口非該当	本店等との間の内部取引は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供ではないことから、資産の譲渡等には該当しません。
び地方消費税の申告書		51		頁がある場合、			付金や外国債券から生 欄又は2-3③C欄に	□適	口否	□ 非該当	非課税資産の譲渡等のうち、金銭の貸付けや国債等の取得で債務者が非居住者であるもの等については、輸出取引(免税取引)とみなされ、課税売上割合の計算上、これらに係る利子等の額は分母、分子に算入されます。
甲告書(一般		52	付表 2 - 1 ⑥ F 当額、土地等の譲				券の譲渡対価の5%相 ていますか。	口適	口否	口非該当	非課税売上額に誤りがある場合には、課税売上割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じることがあります。
	控除税額	53	課税売上高が 5 税仕入れに係る消				るにもかかわらず、課	口適	口否	□ 非該当	個別対応方式を選択した場合には、課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げにのみ要するもの、非課税売上げにのみ要するもの並びに課税売上げ及び非課税売上げに共通して要するものに区分する必要があります。
書類		54	等の額 (税込額) 2⑥のA欄、B欄 4/105、6.3/108框	の6.24/108、 引、C欄の貸倒 目当額の合計額 には非課税取引	7.8/110相当 到れに係る売打 頁を記載してい	i額を、付表1- 掛金等の額(税i ハますか。	、貸倒れに係る売掛金 - 1 ⑥ X 欄は、付表 1 - 込額)の3/103、 貸倒れについて控除の	□適	口否	口 非該当	貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の5/105、8/108又は10/110相当額を記載した場合(地方消費税額を含めた場合)には、貸倒れに係る税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。

項	目	No.	確	認	内	容	確	認	結 果	留意事項
	特定課税仕入れ (リバースチャー ジ方式)	55	課税売上割合が95%が行うネット広告の配書)の⑧〜⑩欄に特定	!信等) がある場合	、申告書第二表(		口適	口否	口 非該当	承認を受けた課税売上割合に準ずる割合が95%以上であっても、課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告を行う必要があります。
消費税及び地	税額の計算	56	申告書第一表⑩欄及 の金額の集計・配賦誤			地方消費税のそれぞれ はありませんか。	口適	口否	口 非該当	集計・配賦誤り等があった場合には、消費税(又は地方消費税)に係る修正申告と地方消費税(又は消費税)に係る更正の請求が必要となることがあります。また、課税期間の末日において納期限が到来していない中間申告11回目分について、記載漏れがないかを確認する必要があります。
消費税の	法人税申告書等 との関係	57	法人税申告書別表匹 て、消費税及び地方消				口適	口否	口 非該当	課税売上割合の計算上、免税取引及び非課税取引についても調整を行う必要があります。
申告書(一般用)・		58	収)消費税額等の合計	額と一致していま 合計額に決算月の	すか(各月ごとに	別表五(一)の未払(未 申告及び納付している 付)税額を調整した金	□適	口否	口 非該当	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、 消費税及び地方消費税の申告書において調整を行った場合には、申告書第一表®欄 は、その調整額を考慮した金額(貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未 収)消費税額等の合計額)と一致することとなります。 なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表 となります。
添付書類		59	等を損金の額に算入しか。 また、課税売上割合の計算をしていますか	ている場合、法人 が80%未満である (資産に係る控除 びに一の資産に係	税申告書別表十六 場合、繰延消費税 対象外消費税額等	る控除対象外消費税額 (十)を添付しています 額等の損金算入限度額 が棚卸資産及び特定課 満である場合で、損金	□ 適	口否	口 非該当	法人税申告書別表十六(十)の各欄の消費税額等は、消費税額と地方消費税額との合計額を記載する必要があります。

1 表中の法令は、以下の略語を用いています。

法法 … 法人税法

租特透明化法 ……… 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

2 令和4年6月30日現在の法令・通達によっています。